

## 条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議案名	内 容
報 告 第 1 4 号	家庭教育支援の推進に関する施策の報告について	くまもと家庭教育支援条例（平成24年熊本県条例第88号）第11条の規定に基づく令和2年度の熊本県における家庭教育支援の推進に関する施策の報告

条例施行日：平成25年4月1日

推進体制：平成25年度に「くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議」を設置し、年2回開催。（現在、総務部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、警察本部の5部局18課で構成）

### 1 令和元年度の主な取組みと成果

本県の家庭教育支援の推進に向け、5部局18課で75施策に取り組んだ。主なものは以下のとおり。

#### (1) 親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）4部局6課7施策

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

##### ○くまもと「親の学び」プログラム（「親の学び」講座）の推進（社会教育課）

保護者を中心に、「親の学び」講座を、県内2,624箇所で開催し、93,003人が参加した。特に、親になって間もない保護者が多い幼稚園、保育所等の就学前施設における講座の実施に重点的に取り組んだ。「親の学び」講座の実施率は、幼・保27.0%（223/827園）、小学校94.7%（320/338校）、中学校86.6%（136/157校）。

#### (2) 親になるための学びの推進（第13条関係）4部局5課6施策

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

##### ○認知症サポーターアクティブチーム支援事業（認知症対策・地域ケア推進課）

認知症に関する知識や認知症の人への対応方法などを学ぶ「認知症サポーター養成講座」を、教育庁（義務教育課及び高校教育課）や私学振興課と協力し、各市町村教育委員会や各私立学校へ働きかけ、教育現場で積極的に実施した（小学校：169回、7,306人参加、中学校：92回、4,217人参加、高校：89回、3,536人参加）。

#### (3) 人材養成（第14条関係）3部局7課14施策

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行う等、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

##### ○現任保育士等研修事業（子ども未来課）

保育士の資質向上を目的に、「保育課題別重点研修」を、児童虐待防止研修、発達障がい研修等の5つの項目で計8回実施し、350人の保育士等が参加した。

また、「キャリアアップ研修」を、乳児保育、幼児教育等の8つの分野で計40回実施し、3,802人の保育士等が参加した。

(4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進 (第15条関係) 3部局7課14施策

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

○ひとり親家庭等学習支援・交流事業 (子ども家庭福祉課)

家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちに、最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」を、熊本県ひとり親家庭福祉協議会等と連携し、32市町村で実施。教室数144、利用者901人。

(5) 相談体制の整備及び充実 (第16条関係) 5部局7課15施策

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

○熊本時習館特別支援相談員派遣事業 (私学振興課)

発達障がいに関する専門知識を有する特別支援相談員を私立中学・高校・専門学校に派遣し、熊本県発達障がい者支援センター等の関係機関と連携し、発達障がいのある生徒への支援体制充実のために、助言や研修会を実施。電話・メール相談252件、訪問による相談275件、校内研修21校。個別の教育支援計画及び指導計画を作成する学校が増加。

(6) 広報及び啓発 (第17条関係) 4部局10課19施策

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

○熊本県青少年育成県民運動推進事業費交付金のうち「家庭の日」絵につき、フォトにつきコンクールの実施 (くらしの安全推進課)

毎月第1日曜日の「家庭の日」を、健全で明るい家庭づくり運動として展開するため、「家族で過ごした思い出」をテーマに、「家庭の日」あったか家族コンクールを実施。「絵につき」小学校低学年部門1,205点、「絵につき」小学校高学年部門954点、「フォトにつき」部門1,187点、合計3,346点の応募があった。

<家庭教育支援の推進上の課題>

○SNS等の安全利用について学ぶ機会の提供

スマートフォンやSNSの利用が急速に低年齢化しており、これらの利用を巡るトラブルは依然として多い。また、今後、臨時休校時における支援の一つとして情報端末を活用した取組が増加することが想定される。そこで、子供たちを取り巻く現状や必要なトラブルへの対処方法等について、保護者が学ぶ機会や情報を提供する必要がある。

○心のケアや不安感等の軽減のための相談体制の整備と充実

新型コロナウイルス感染症及び拡大防止に伴う臨時休校等により、不安やストレスを抱え、心のケアを必要とする児童生徒やその保護者に対して、相談体制の充実を図り、不安感等の軽減に取り組む必要がある。また、学校、家庭、関係機関等の連携を図り、学校再開後の不登校等の諸問題の予防及び解消を図る必要がある。

○「届ける家庭教育支援」のための広報及び啓発の工夫

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う措置により、イベントや研修の開催が難しい状況にある。「届ける家庭教育支援」の実現に向け、家庭や地域のニーズを把握し、ホームページやSNS等を利用した情報発信、情報誌及び広報物の配布等を積極的に工夫する必要がある。

## 2 令和2年度の主な施策

本県の家庭教育支援の推進に向け、5部局18課で68施策に取り組む。主なものは次のとおり。

### (1) 親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）4部局5課6施策

「親の学び」講座を、幼稚園、保育所等や学校、PTA等で機会をとらえて開催するように促す。また、学校やPTA等に、スマートフォン等の安全利用について学ぶ「情報安全出前講座」や「消費生活に関する学習会」の開催、少年の非行防止及び健全育成に対する家庭の役割の認識を高める「肥後っ子をまもる保護者教室」等の開催を促す。

#### <課題を踏まえた本年度の取組み>

##### OSNS等の安全利用について学ぶ機会の提供

子供たちを取り巻く現状や必要なトラブルへの対処方法等を広く学校や家庭に周知する「情報安全出前講座」やSNSに起因する児童の非行・犯罪被害防止に関する保護者向け啓発冊子「スマホに弱い大人の教科書」を活用した「肥後っ子をまもる保護者教室」の開催に取り組む。

### (2) 親になるための学びの推進（第13条関係）4部局5課6施策

中学生や高校生が、将来親になることについて学ぶ「(親の学び)次世代編」講座の周知と活用を促す。また、高校での「思春期保健講演会」や若年層への食の安全に係る学習機会を提供するとともに、私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れや私立中学・高校における保育体験の推進等に取り組む。

### (3) 人材養成（第14条関係）3部局7課14施策

「親の学び」講座の普及を目的に、市町村と連携して人材発掘と人材研修を行う。また、保育団体と連携して、保育士が児童虐待防止や発達障がい等について学びを深める「現任保育士等研修」を実施する。さらに、「幼児教育アドバイザー」を県内の認定こども園、幼稚園、保育所に派遣し、園内研修等をとおして幼児教育の質の向上を図る。

### (4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係）3部局7課13施策

生活保護、生活困窮世帯の子供に対し、家庭訪問による生活習慣や育成環境の改善、高校生の中退防止や高校生世代への学び直し等のための学習支援に取り組む。また、家庭の事情や不安等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちを対象に、「地域の学習教室」を実施する。さらに、「学校等警察連絡協議会」による関係機関の連携に取り組む。

### (5) 相談体制の整備及び充実（第16条関係）5部局7課11施策

子育て中の保護者を対象とした「家庭教育電話相談」や児童生徒を対象とした「少年相談『肥後っ子テレホン』」、女性を対象とした「男女共同参画相談室らいふ」、ニート、ひきこもり、不登校等、様々な悩みや課題を抱える子供や若者をサポートするワンストップ窓口を設置する「子供・若者総合相談センター」等、相談体制の整備を図る。また、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」、「特別支援相談員」の派遣等、相談体制の充実を図る。

＜課題を踏まえた本年度の取組み＞

○心のケアや不安感等の解消のための相談体制の整備と充実

新型コロナウイルス感染症及び拡大防止に伴う臨時休校等により、不安やストレス等を抱え心のケアを必要とする児童生徒やその保護者に対して、「スクールカウンセラー活用事業」や「スクールソーシャルワーカー活用事業」による相談体制の充実を図り、不安感等の解消につなげる。

（６）広報及び啓発（第１７条関係） ４部局１０課１８施策

家庭教育を支援する社会的気運を醸成するため、「くまもと家庭教育支援チーム」への登録を促す。また、家庭教育支援功労者及び優良団体を表彰する「家庭教育支援関係者フォーラム」の開催、「家庭の日」の普及と「あったか家族コンクール」に取り組む。さらに、「熊本県子供輝き条例」や「肥後っ子の日」をはじめ、様々な子育てに関する情報を広く提供する。

＜課題を踏まえた本年度の取組み＞

○「届ける家庭教育支援」のための広報及び啓発の工夫

家庭教育支援を必要とする子育て世代をターゲットに、ホームページやSNSを通して、現在の困り感等の軽減につながるコンテンツや情報を周知する。また、家庭や地域の求めを把握する工夫や県庁各課をはじめとする関係機関と連携した情報提供に取り組む。